

- ◆「超高速1000万世帯、高速3000万世帯」の目標達成？—だが、IT基本法の基本理念の規定には、あまねく全国民が、とある。
 - ①国民（世帯）を超高速・高速に二分すること自体、同法に合致しない。
 - ②「地域別」で上記「世帯数」を更に示すべき。—「地域格差是正」も同法の基本理念ゆえ。
- ◎同法には「受信」同様「発信も」、と在る。「A」DSLでは高度ダウンロード社会たるのみ。かつ、VDSLでも数十メガ毎秒が限度（更に、皆がVDSLに走った場合のスペクトラム・マネジメントは未知数）。
- ◎「全国FTTHを2005年までに」との国家目標は、まだ生きているはず。完全双方向FTTHの全国構築を一層強く目指すべき。—非対称規制は、電力本格参入で、不要のはず。
- ◎FTTHは1998年に日本の技術で世界をまとめ、日本が de jureの世界標準をITUで勝ち取った。日本は世界の光（フォトニック）NWの技術的リーダーであることを、一層深く認識すべき。
- ◎IMT-2000（3G）もこの点（世界標準の先導）では同じ（←→いまだアナログ残存型の米のモバイル事情）。だが、最大2メガ。—「4G以降」へのR&D加速化が急務。
- ◎3Gも、一般へのFTTHも日本が世界初。IPv6用最上位アドレス割り当て資格機関（TLA）取得数も、日本が断トツの世界一。—それらを前提とした情報家電・固定・移動融合型ユビキタスNWの更なる推進は、出荷台数ベースでの世界一のOSたる「トロン」との関係でも、更に強力に行うべき。

- ◆「米欧のITバブル崩壊と日本の状況が基本的に異なること」の（再）認識が必要（過度なM&Aプラス「株式交換多用」によるダブルパンチは米欧共通 but 3G用周波数オークションが欧州のダメージの大きな原因）。
- ◎日米接続料金摩擦が無ければ、日本の状況はもっと輝いていたはず。—02年4月の日本政府（及び総務省）の対米反論の線を維持すべき。FTTH推進が日本の不当な産業政策だとする米側主張の理不尽さに注意。
- ◎米FCCの方針転換（NW敷設へのインセンティブ重視。「ブロードバンドは規制緩和」によるインセンティブ付与）の意義を深く認識すべき。

- ◆「市場シェア」オンリーの発想でなく、「技術シェア」で考える必要性大。例えば光部品・光ファイバー等の日本の「技術シェア」が世界の過半に達していることへの認識、十分か。—R&Dインセンティブ付与の政策の一層の推進。
- ◎従来の政策がどこまで「技術の視点」を直視していたかは大いに疑問（例：公取委のDSL警告は、世界初のライン・シェアリング実験の終了直前。技術を、そして、エンド・ユーザーにフレンドリーな「ライン・シェアリング実験」の意義を、直視していない）。

U. S. W.

